

主 文

債務者は、福井県大飯郡高浜町田ノ浦1において、**高浜発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。**

参考資料①

高浜原発3、4号機運転差止仮処分申し立て

福井地裁

2015年4月14日の高浜原発3、4号機運転差止仮処分決定
この新規制基準に対する考え方のベースには最高裁の判決がありました。
仮処分決定要旨から引用します。

決定要旨

原子力規制委員会が設置変更許可をする（中略）その趣旨は、当該原子力施設の周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼす等の深刻な災害が万が一にも起こらないようにするため、原発設備の安全性につき十分な審査を行わせることにある（最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決、伊方最高裁判決）

この**最高裁判決**で該当部分を見ると

参考資料③

「（原子炉設置許可の基準が）定められた趣旨は原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、**右災害が万が一にも起こらないようにするため、**（中略）十分な審査を行わせることにあるものと解される。」

そうすると、新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべきことになる。しかるに、新規制基準は（中略）緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。**新規制基準は合理性を欠くものである。**

本件申し立てを却下する。

参考資料②

川内原発 1、2号機運転差止仮処分申し立て

鹿児島地裁

2015年4月22日の川内原発1、2号機運転差止仮処分却下
 こちらも決定骨子と本文から新規制基準に関する記述を引用します。

決定骨子

最新の調査・研究を踏まえ、専門的知見を有する原子力規制委員会が相当期間・多数回にわたる審議を行うなどして定められたものであり、最新の科学的知見等に照らし、その**内容に不合理な点は認められない**。

決定本文 結論(p.198)

なお、本件仮処分決定においては、原子力規制委員会が定めた安全目標が達成される場合には（中略）絶対的安全性が確保されたといえない場合であっても、周辺住民の生命、身体等の人格的利益の侵害又はそのおそれがあるとは認められない事を前提とした判断をしたものである。もともと（中略）前提としている地震や火山活動に対する理解が実体とかい離している可能性が全くないとは言いきれないし、（中略）更に厳しい基準で原子炉施設の安全性を審査すべきであるという考え方も成り立ち得ないものではない。したがって、今後、原子炉施設について**更に厳しい安全性を求めるといふ社会的合意が形成されたと認められる場合においては、そうした安全性のレベルを基に周辺住民の人格的利益の侵害又はそのおそれの有無を判断すべきこととなるものと考えられる**。

少しだけ感想を

正反対の決定がほぼ同時期に出ました。
 この2つの決定では新規制基準への見方が正反対です。

福井地裁は1992年の最高裁判決の

『原発は事故ったときの影響がデカすぎるので万が一の事故も起こしてはいかん』
 という考えを踏襲しています。

（最高裁もこう考えていたというのは結構驚きでした。まあこの最高裁判決で伊方原発設置許可処分取消は認められなかったんですが。。）

一方、鹿児島地裁の理屈は『最新の調査研究を元に専門家が決めただから大丈夫』というもの。
 福島原発事故の根本原因が分かっているのに最新の調査研究なんて何の根拠にもなってません。

そして鹿児島地裁の決定本文の結論。

『規制委員会の安全目標が達成されることが前提ね。』と念を押して自らの責任を回避し、
 『社会的合意が形成されたらまた判断すべき』。。と訳のわからないことを言っています。
 事故が起きてからじゃ遅い、というのが92年最高裁判決から続く考え方なのではないでしょうか？

参考資料

①大飯・高浜原発仮処分福井支援の会HP 「高浜原発3.4号機運転差し止め仮処分の申し立て」決定要旨

<http://adieunpp.com/karisasitome.html>

②「原発なくそう！九州川内訴訟」HP 仮処分決定骨子、決定本文

<http://no-sendaigenpatsu.a.la9.jp/message.html>

③裁判所HP 最高裁判例「伊方発電所原子炉設置許可処分取消」本文

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=54276